

2018. 4

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

大手通販会社をかたる架空請求メールにご用心



【事例】

スマートフォンに大手通販会社アマゾンをかたる業者から左写真のようなメールが届き、誤操作したかもしれないと心配になり連絡した。電話の相手から「1

年前の利用履歴があり滞納金が発生している。〇〇万円支払わないと裁判する。午後5時までにコンビニエンスストアに行き支払ってください」と言われた。

【アドバイス】

上写真のようなSMS(ショートメッセージサービス)メールが届いたという相談が急増していますが、典型

的な詐欺の手口です。電話をせずに無視してください。メールの「アマゾン」は通販サイトのアマゾンジャパン合同会社とは無関係です。メールには宛先もありません。携帯電話の番号は11桁の数字なので、相手は手当たり次第に番号を選んで送信しているだけです。「本日中に連絡がなければ法的手続きを移行します」などと脅し、冷静な判断力を失わせる典型的な詐欺の手口です。また支払い方法は、ATMでの振り込みからコンビニで電子マネーのギフト券などを購入させ、番号を教えるよう指示するという新たな手口になってきているので注意してください。不審なメールは無視し、困った時は消費生活センターに相談してください。

相談、問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004)まで。

2018. 5

消費生活センター「消費者相談」 / Consumer

配置薬を勝手に処分してはいけません



残っていた薬を付き合せ、代金約1万円を請求してきた。

【アドバイス】

「配置薬」とは、販売員が消費者宅へ薬を届け、次回来訪時に消費者が使った分の薬代を支払う仕組みで

【事例】

配置薬(置き薬)の業者がここ数年、薬の入れ替えに来なかつたので、昨年、使用期限切れの薬を処分した。ところが、最近になって突然業者が来訪し、古い納品書と

す。配置薬は勝手に処分すると代金を請求される場合があります。

長期間訪問がない場合でも、消費者には保管する義務が生じます。不要であれば、薬は自分の判断で処分せず、解約を申し出て引き取ってもらいましょう。

配置薬の販売員には、法律で身分証明書の携帯が義務付けられています。来訪時には、提示を求め、連絡先をメモしましょう。

訪問して8日間はクーリング・オフできます。困ったときは、消費生活センターに相談してください。

問い合わせは、柳川・みやま消費生活センター(市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、9:00～16:30、☎ 76・1004)まで。